

フッ化物洗口マニュアル (保育所・幼稚園)



佐世保市

平成26年4月

目次

1. 効果的なむし歯予防について 1
2. フッ化物の働きと使用方法について 2
3. 園でのフッ化物洗口実施までのステップ 3
4. フッ化物洗口実施の手順 4~6
5. 実施に当たっての留意点 7
6. フッ化物洗口剤の管理等について 8

参考資料（保育所（園）・幼稚園版）

1. フッ化物洗口の申し込みについて（お知らせ・同意書） . . 9~10
2. フッ化物洗口指示書 11
3. フッ化物洗口処方指示書 12
4. フッ化物洗口薬剤出納簿 13
5. フッ化物洗口 Q&A 14~15
6. フッ化物洗口開始に向けての Q&A 16~17

はじめに

近年、子どものむし歯の状況は、年々減少してきています。

しかしながら、むし歯は、他の疾患に比べると依然として罹患率の高い病気であると同時に、むし歯を持つ子どもとそうでない子どもとの二極化が見られるのが実情です。

本市では、国の「歯科口腔保健の推進に関する法律（H23.8. 10 施行）」及び、長崎県の「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例（H22.6. 4 施行）」を受け、「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例（H24.4. 1 施行）」を制定し、フッ化物を用いた効果的なむし歯の予防対策の推進をしています。

さらに、本市の条例に基づき、平成25年3月に「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」を定めました。この計画では「おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“^{けんこう}健口生活”」を基本理念として掲げています。歯と口腔の健康は、自分の歯でしっかり噛むことを可能にし、バランスの取れた食生活を送ることを可能にします。このことは、肥満や糖尿病といった生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康づくりと密接に関わっています。

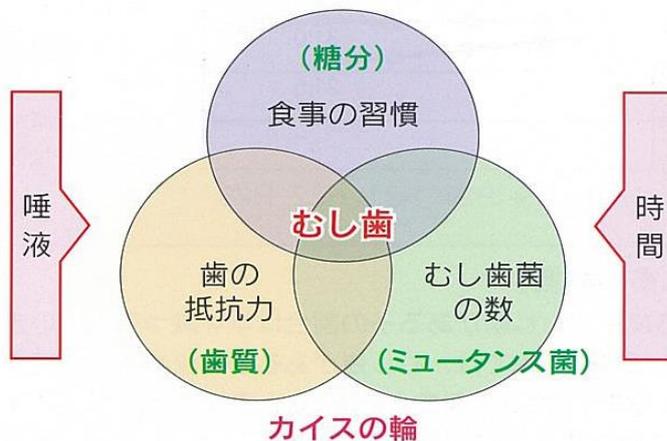
市民が生涯にわたって豊かな生活を送ることができるために、乳児期からの取り組みとして、永久歯のむし歯予防の推進を目的に、推進計画の重点施策には、平成25年度から平成29年度までに市内の保育所（園）・幼稚園及び小学校の全施設においてフッ化物洗口を100%実施することを目指しています。また、集団的な利用法としてのフッ化物洗口は、効果および持続性の面から優れたむし歯予防法として、厚生労働省でも推奨されています。

この度、佐世保市歯科医師会、長崎大学医歯薬学総合研究科口腔保健学の協力を得て、「佐世保市フッ化物洗口推進事業」を実施するため「フッ化物洗口マニュアル（保育所・幼稚園）」を作成しました。本マニュアルには、フッ化物洗口を各施設で行うにあたり、フッ化物洗口の実施と導入などについて記載しています。子どもたちの口腔衛生向上のため、本マニュアルが歯と口腔の健康に役立つことを望みます。

効果的なむし歯予防について

生えだての乳歯や永久歯は、歯質が弱く、生えてから2～3年が最もむし歯になりやすい時期です。乳歯が生えている子どもの時から、永久歯に生えかわっておとなになるまで、むし歯を予防し健全な歯とお口を守ることは、生涯にわたるお口の健康づくりの基本です。

むし歯はこんな条件でできてしまいます！



……………カイスの輪とは？……………

カイスという人が提唱した「むし歯が発生するための三つの因子」(カイスの輪)では、「第一の因子=むし歯菌」「第二の因子=砂糖がたくさん含まれた食べ物」「第三の因子=本人の歯の質」の三つの因子がそろったときにむし歯が発生するとされています。

また、さらに「時間」と「唾液」が影響を及ぼします。

▼むし歯とは・・・！！

むし歯とは、細菌（むし歯菌＝ミュータンス菌）が糖を利用して「酸」を作り、その酸によって歯が溶かされる病気です。

（糖は砂糖だけではなく、ご飯やパンなど、非常に多くの食品に含まれています）



POINT

★むし歯予防のポイント★

～日頃から次のことに取り組みましょう！！～

- 1 甘いものを摂り過ぎず、ダラダラと食べない・・・（おやつの適正摂取）
- 2 歯磨きの習慣を身につけ、仕上げ磨きによって歯垢（むし歯菌）を取り除く
・・・（ブラッシング）
- 3 歯の質を強くするためのフッ化物の利用をする・・・（フッ化物の応用）
- 4 かかりつけ歯科医を持ち定期歯科健診をうける（プロフェッショナルケア※）

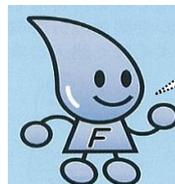
※プロフェッショナルケア： 歯科医師・歯科衛生士から正しい清掃方法等について助言や指導を受けたり、治療を受けること。

フッ化物の働きと利用方法について

▼フッ化物の働き

次の3つのむし歯予防効果があります

- 歯の表面から取り込まれ、歯の質を強くします。
- 初期のむし歯の再石灰化（少し溶けたエナメル質を元に戻すこと）を促進します。
- むし歯菌の活動を弱め、歯を溶かす酸を作りにくくします。



むし歯予防の強い味方なんです！

▼3つの利用方法

フッ化物の利用方法には、大きく3つに分けられ、家庭でできるものと、歯科医院でできるものと、集団（保育所（園）・幼稚園、小中学校）でできるものがあり、フッ化物配合歯磨剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口の方法があります。

①フッ化物配合歯磨剤

実施＜家庭など＞
市販されている歯磨剤の約9割にフッ化物が配合されています。

フッ化物濃度：1,000ppm
未満

②フッ化物歯面塗布

実施＜歯科医院など＞
方法＜1歳頃から＞
年2～3回 3～4か月おきに塗布をしていきます。歯に直接フッ化物を塗る方法です。専門家（歯科医師や歯科衛生士）が実施します。実施後、30分は飲食を控えるようにします。

フッ化物濃度：9,000ppm

③フッ化物洗口

実施＜集団・家庭（個別）＞
方法＜4歳頃から＞
週1回～毎日（週5回）で洗口を行います。

よくブクブクうがいをしよう！！

フッ化物濃度：250ppm
（毎日法の場合）

◇ フッ化物洗口 とは ◇

- ▶低濃度のフッ化物溶解液で、30秒から1分間のブクブクうがいをを行い、口の中に定期的にフッ化物イオンを増やし、むし歯予防をするものです。
- ▶「ブクブクうがい」ができれば簡単に実施できるので、より多くの子どもたちに応用できます。

《使用方法》

対象者	洗口液量	洗口剤(ミラノールの場合)
就学前の幼児	5～7ml	毎日法 250ppm
小学生以上	7～10ml	週1回法 900ppm

※ppm：100万分の1を示す単位。（水1L中に1mgのフッ化物が含まれている場合、その濃度は1ppmとなる。また、ppmの濃度単位はmg/Lと同じ）

- ▶歯は、生えてから2～3年が最もむし歯になりやすい時期ですので、ブクブクうがいができる4歳頃から永久歯が生えそろう中学生頃まで行うと効果的です。
- ▶乳歯が生えそろう時期から個人的に家庭でもできますが、集団（保育所（園）・幼稚園・小中学校）で行うと、より継続しやすくなります。

園でのフッ化物洗口実施までのステップ

対象児：保護者の希望があり、4歳以上でブクブクうがいができる園児

第1段階

園の園歯科医に説明・協力依頼

- ☆園長から園歯科医に洗口実施の意思を伝えます。
- ☆必要に応じて保護者へ説明とアンケートを実施してください。

第2段階

園での保護者説明（園歯科医等に立会い依頼）

新規にフッ化物洗口を開始する園

- 1) 事前に保護者へフッ化物洗口についてのリーフレットを配布し、理解してもらいその後、園での保護者説明会を実施します。

既に洗口を実施している園

- 1) 初めて洗口を実施する4歳以上の保護者へは、フッ化物洗口実施について園での保護者説明会を実施します。

2) 申込書確認（※参考資料1：P9・P10）

【対象児（年中・年長児）の保護者は洗口の申し込み確認のために申込書を提出のこと】
※申し込み希望のない場合も、その旨を記入し提出してもらいます。

第3段階

水での練習・実技指導（園歯科医等に立会い依頼）

- ★対象児が確実に「ブクブクうがい」ができるようになったことを確認して、フッ化物洗口剤で行います。

必要物品・ディスペンサーボトル
・紙コップ（またはプラスチックコップ）
・音楽CDなど

第4段階

洗口開始（園歯科医等に立会い依頼）

必要物品
・フッ化物洗口剤
・出納簿



フッ化物洗口の実施の手順

▼保育所・幼稚園の園児の洗口液について

洗口剤は、市販されている医薬品（2種類）どちらかを使用してください。

※（ミラノール・オラブリスの説明書に基づく）

使用薬剤名	使用方法	使用濃度	1人分の使用量	洗口の時間	洗口後の注意
▶ミラノール	毎日法	250ppm	5～7ml	30秒～1分間 ブクブクうがい	効果性を得るため 30分間は飲食を 避けること
▶オラブリス					

▼当日の実施手順について

①洗口液の準備

【ミラノール】の場合

前日もしくは当日に、ミラノールの
粉末（1g 黄色）1包につき、200ml
粉末（1.8g ピンク色）1包につき、360ml
の割合で水道水を加え、必要な量を作成します。
2～3回ボトルを回して粉末をよく溶かします。



【オラブリス】の場合

前日もしくは当日に、オラブリスの
粉末（1.5g 水色）1包につき、300ml
の水道水を加え、必要な量を作成します。
2～3回ボトルを回して粉末をよく溶かします。



②分注

ディスペンサーボトルから、実施園児数の紙コップに5～7mlずつ分注します。
※ディスペンサーボトル（2回押し）で、通常7mlに分注されます。



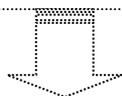
③洗口開始

全員に洗口液の分注が完了したら、担任の先生の合図で一斉に洗口液を口に含み、顔は、やや下を
向いてブクブクうがいを行います。

（音楽CD等を使用し、すべての歯に行き渡るよううがいをします。）

④洗口終了

30秒から1分間の洗口が終わったら、洗口をやめ、各自、自分のコップに洗口液を十分に吐き出します。※洗口後は、フッ化物が歯の表面に作用するように、30分間は飲食を避けてください。



⑤後片付け

コップに吐き出した洗口液は、流し又は、バケツに捨てます。紙コップを使用した場合は集めて捨てます。プラスチックコップの場合は、ディスペンサーボトルと一緒に水洗いし、乾燥させます。

▼園児の人数に対応した洗口剤の量の目安(濃度 250ppm) 毎日法 1人分 7ml の場合

(医薬品名)	園児数分	28名	57名	85名
ミラノール	使用包数	1包	2包	3包
1g黄色	水道水	200ml	400ml	600ml

(医薬品名)	園児数分	51名	102名
ミラノール	使用包数	1包	2包
1.8gピンク色	水道水	360ml	720ml

(医薬品名)	園児数分	42名	85名
オラプリス	使用包数	1包	2包
1.5g水色	水道水	300ml	600ml

※ディスペンサーボトルで分注する場合、ポンプ(管)の機能上、ボトルの底に50ml程度、洗口液が残ります。

▼フッ化物洗口剤の必要量の求め方

フッ化物洗口を開始するに当たり、年間使用する洗口剤の必要量が算出できます。

参 考

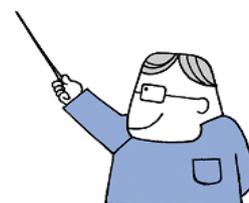
(対象園児数を X 人とします)

▶1日の使用量は $7\text{ml} \times (X) = (Y)\text{ml}$ となります。

▶毎日法(1週間5日)として、年間 約40週(夏休み等を除く)とすると
年間の日数は $5 \times 40 = 200$ 日 となります。

(毎日法の場合、週5回)年間では $(Y) \times 200 = (Z)\text{ml}$ を消費。

▶ミラノール(1g入り)1包 で250ppmの洗口剤が200ml 作成できますので
年間の必要量は $(Z) \div 200\text{ml} = (W)$ 包です。



◇フッ化物洗口に必用な物品◇

- 洗口剤（ミラノール、オラブリス）
- プラスチックコップまたは紙コップ
- ディスペンサーボトル
- 音楽 CD（砂時計、ストップウォッチ等）



【ミラノール（箱・分包）】【ディスペンサーボトル】【紙コップ】



【音楽 CD】



【砂時計】

洗口の 1 分間を計るためのものです。

音楽 CD は楽しく曲に合わせて洗口できるように作られています。

※物品購入の際は、園歯科医にご相談ください。



実施に当たっての留意点

1) 園歯科医師の役割

園歯科医の指示（指示書）のもとにフッ化物洗口を実施します。（※参考資料2：P11）

薬局でフッ化物洗口剤を購入する際は、処方指示書を発行します。（※参考資料3：P12）

2) 対象児：ブクブクうがいができる4歳児以上（年中児・年長児）

3) 洗口方法：園児は、「薬品名：ミラノール」または「薬品名：オラブリス」を使用して、1日1回、園歯科医の指示の下に実施してください。

4) 保護者説明を行うこと

フッ化物洗口を初めて実施していく園児に対しては、毎年、説明会を開催してください。

【説明内容】①むし歯の成り立ち②フッ化物の安全性③フッ化物洗口の効果と必要性について

※この内容については全園共通内容として説明してください。

その際、保護者への説明は園歯科医等とともに行ってください。

また、説明会等に出席できなかった保護者に対しては、個別による説明を行うなど、資料を配布して理解を得るための情報提供を行ってください。

5) 洗口の実施日時

実施時間帯は、園児が落ち着いて行える時間帯に設置します。

また、洗口後は、フッ化物が歯の表面に作用しているため、30分間は飲食を避けることができる時間帯を選びます。

6) 洗口が上手にできない園児への対応

保護者と洗口の実施についてよく相談し、実施前に、水で十分練習を行います。

開始時期を考慮するなど配慮しながら、本人に合った支援を行います。

また、味、匂いが気になるなど、洗口開始後に洗口がうまくできない園児に対しても保護者とよく相談しながら実施します。

7) 洗口実施の同意について

洗口実施に当たっては、強制ではなく、洗口の有効性と安全性をよく理解され、希望しない場合には下記の配慮を行います。

8) 洗口を希望しない園児への対応

「水と一緒にうがいをする」「他の場所で遊ぶ」「うがいの時間は何もしない」など、他の園児が実施しないことも認めあうなど各園で配慮してください。

フッ化物洗口剤の管理等について

1) 薬剤の管理

① 薬剤管理の注意

市販されているフッ化物洗口剤（ミラノール、オラブリス）は、希釈前は「劇薬」
ですので、子ども達の手の届かない場所に保管する必要があります。

（鍵のかかる専用の保管庫での管理が望ましくあります。）

誤飲等の事故を防ぎ安全に洗口を実施するために、きちんと管理する必要があります。

②他と区別できる保管場所

他の薬品等と間違えて洗口剤を取り出すことのないように、保管にたっては、他と
区別できる保管場所を決めます。

③管理簿の作成・管理（※参考資料4：P13）

管理を確実にするため、「フッ化物洗口薬剤出納簿」の管理簿を作成し、利用状況をつ
けることが必要となります。

2) 洗口液の作製など

①洗口液の作製担当者

洗口液の作製は、担当者を決めます。勤務形態を考慮し、2名以上を決めておく
ことが望ましいです。

②洗口液の作製について

洗口液は、専用の希釈用容器に毎日利用する量だけをつくるようにします。

できれば、2名の目で確認仕合って作製すると安全です。

また、洗口が終わった段階で、毎日、容器に残った洗口液は廃棄するようにします。

※ただし、多量に洗口液が残った場合は、1週間以内に使い切るようにしてください。

（その際は冷蔵庫などの冷暗所に保存します。）1週間を超えた時は廃棄します。

参考資料

(保育所(園)・幼稚園版)

1. フッ化物洗口の申し込みについて（お知らせ・同意書）
2. フッ化物洗口指示書
3. フッ化物洗口処方指示書
4. フッ化物洗口薬剤出納簿
5. フッ化物洗口 Q&A
6. フッ化物洗口開始に向けての Q&A

申込書（同意書）の参考例

平成 年 月 日

保護者各位

所名 ○ ○ ○ ○
所長名 ○ ○ ○ ○
園歯科医 ○ ○ ○ ○

フッ化物洗口の申し込みについて（お知らせ）

むし歯はほとんどの人が経験する疾患です。一度できてしまったむし歯は決して元の健康な歯に戻ることはないため、発生しやすい時期にしっかり予防しておくことが大切です。

長崎県や佐世保市では、むし歯予防対策として歯みがきや甘味の適正摂取とあわせ、フッ化物洗口を推進しています。

当保育所でも子どもたちの歯質を強くしてむし歯から守りたいと考え、保育所において安全で効果の高いむし歯予防法であるフッ化物洗口を実施します。

希望される方は、別紙の「フッ化物洗口申込書」を当保育所へご提出ください。

なお、次年度も当園に在園予定の園児につきましては、引き続きフッ化物洗口の実施を行うものとして、卒園までの申込書といたします。

また、申し込み後の取り止めや追加申し込みについては、いつでも受け付けています。

記

1. 内 容 毎日法フッ化物洗口液○mlで○秒間ブクブクうがいをする
2. 対 象 年中児・年長児（4歳児以上の園児）
3. 費 用 無料
4. 「フッ化物洗口申込書」提出期限 月 日

以上

フッ化物洗口申込書

平成 年 月 日

〇 〇 〇長 様

フッ化物洗口について同意し、〇〇保育園に在籍する期間のフッ化物洗口について、以下のとおり申し込みます。

※どちらかを○で囲んでください。

1. フッ化物洗口を希望します。
2. フッ化物洗口を希望しません。

_____組

園児氏名 _____

保護者氏名 _____

※ フッ化物洗口については、保護者のお申し出により、取り止めもしくは開始することができます。申込内容を変更したい場合は、いつでもお申し出ください。

指示書の参考例

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇長殿

フッ化物洗口指示書

フッ化物洗口剤（商品名：ミラノール顆粒11%もしくはオラブリス）の使用方法に準じて、
薬剤1包（ミラノール1.0g・オラブリス1.5g）を、水道水（〇ml）に溶解し、フッ素イオン
濃度（〇ppm）のフッ化ナトリウム水溶液を作成し、ぶくぶくうがい出来る園児1人につき、
週〇回、〇mlのフッ化物洗口液を用いて、〇秒間洗口させてください。

フッ化物洗口後30分間は、飲食やうがいを避けること。

保育所（園） 歯科医名

住所

氏名

印

処方指示書の参考例

所名 ○ ○ ○ ○
平成 年 月 日

○ ○ ○薬局 様
○ ○ ○歯科材料店 様

フッ化物洗口処方指示書

○ ○所では、週○回法で園児○○名に対して、フッ化物洗口を行いますので、
フッ化物洗口薬剤として（商品名：ミラノール顆粒11%もしくはオラブリス）を
（ミラノール 1.0g・オラブリス 1.5g）、○ヶ月分○包、○○所へ渡して下さい。

保育所（園） 歯科医名
住所
氏名 印

添付書類：園歯科医師から○○○所長あての指示書の写し

フッ化物洗口 Q&A

Q 1. フッ化物洗口を、なぜ保育所で行うのでしょうか？

A 1. むし歯になりやすい時期は、歯が生え始めてから2～3年の間です。乳歯が次々と生えてくるこの時期にフッ化物によるむし歯予防をおこなうことは大変効果的です。

厚生労働省が出している「フッ化物洗口ガイドライン」の中にも『フッ化物洗口法は、とくに、4歳から14歳までの期間に実施することがむし歯予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている』と記載されています。

しかしながら、フッ化物洗口は個人では継続が難しいこともあるため、「平等に健康が守られる」「むし歯予防の意識づけができる」「継続して確実な実施ができる」等の理由から、保育所でフッ化物洗口をおこなうものです。

長崎県や佐世保市では、むし歯を持つ子どもとそうでない子どもの二極化の課題に対応するためにも、その意義と効果を認め、集団でのフッ化物洗口を進めていきます。

Q 2. フッ化物洗口の副作用が心配ですが、大丈夫でしょうか？

A 2. フッ化物洗口液は、1回分の全量を誤って飲み込んでしまっても安全な量にしてあります。一度に大量に飲み込まない限り、吐き気・嘔吐・腹痛・下痢などの急性症状は起こりません。

また、誤って飲み込んでしまわないように、事前に水で十分に練習したのち、注意を払って実施します。フッ化物洗口液が口に残る量(0.2mg)は、お茶1～2杯に含まれるフッ化物量に相当し、安全であるといえます。

フッ化物の急性中毒量は、体重1kg当たりフッ化物として2mgであり、急性中毒による不快感が発現することがあります。医師の受診が必要な重度な症状が発現するフッ化物量は体重1kgあたり5mgとされています。

例えば、体重15kgの子どもの急性中毒量(不快感が発現)は30mgとなります。フッ化物濃度250ppmの洗口液(毎日法：週5回法の場合)を誤って飲み込んだとすると1.75mgのフッ化物が体内に摂取することになりますので、一度に17人分飲み込まない限りは大丈夫です。適量を守り、正しい使い方をすれば健康への問題はありません。保育所・幼稚園では、ブクブクうがいの練習を十分に行ったうえで実施します。

Q 3. フッ化物による慢性中毒もあると聞いたのですが、どんなものですか？

A 3. 過量のフッ化物が含まれた井戸水などを飲料水として、歯が形成される時期において、日常的に長く摂り続けたような場合に、歯のフッ素症(斑状歯)や骨のフッ素症(骨硬化症)を引き起こすことが知られています。しかし、フッ化物洗口では、これらのことは起こりません。

Q 4. フッ化物洗口をすれば、むし歯にならないものでしょうか？

A 4. むし歯の原因は、「甘い飲食物」と「むし歯菌」、「質の弱い歯」の3つです。フッ化物洗口では、歯の質に働きかけますが、甘いものを控えて、歯を磨くことも当然必要です。

Q 5. フッ化物洗口液（ミラノール、オラブリス）は、どんな味、匂いがしますか？

A 5. 子どもによって感じる味が異なりますが、ミラノールは少し芳香性があり、オラブリスは無味無臭です。

Q 6. フッ化物入り歯磨き剤や歯科医院でのフッ化物塗布など併用しても大丈夫でしょうか？

A 6. フッ化物洗口は低年齢から長期間継続して実施することで高いむし歯予防効果を得られますが、フッ化物入り歯磨き剤やフッ化物塗布など、他のフッ化物と併用することによって更に効果が高まるといわれています。併用してもフッ化物摂取量が過剰になる心配はありません。

Q 7. 保育所でフッ化物洗口をすれば、歯磨きは必要ないのでしょうか

A 7. フッ化物洗口だけではすべてのむし歯の予防はできません。歯磨きによるプラーク（歯垢）除去や、間食の甘味制限を行った上でフッ化物洗口を実施すると、より効果が高まります。

Q 8. 1人分のフッ化物洗口液の量を多めに、うがいをしたのですが害はないでしょうか

A 8. 飲み込むわけではありませんので、多すぎても問題ありません。子どもの口の大きさによって洗口液の量は異なりますが、通常、園児の場合は5ml～7mlの使用量になっています。

Q 1. 同意書は、毎年取る必要がありますか？例えば、年中児の時に同意書を取った児童については、年長児になったときに、改めて取る必要があるでしょうか？

A 1. 同意書(申込書)の中に、「〇〇保育園に在籍する期間のフッ化物洗口について」という文言を追加するなどして、どの期間のフッ化物洗口を申込みのか明確に記載するようにしてください。
ただし、「※フッ化物洗口については、保護者のお申し出により、取り止めもしくは開始することができます。申込内容を変更したい場合は、いつでもお申し出ください。」などの説明を加え、申込内容の変更をいつでも受け付けられるようにする必要があります。(その際は、改めて申込書を取ることが望ましいです。)

Q 2. 説明会には、毎年保護者に参加してもらう必要がありますか？

年中時で説明した保護者に対し、年長時にも説明する必要がありますか？新規入園の保護者だけではだめでしょうか？

A 2. 新規でフッ化物洗口を開始する施設は、歯科医師から指導や説明を直接受ける機会を設けるようにしてください。

なお、一度説明を聞かれた保護者に対しては、再度全員に説明をする必要はないと考えますが、改めて説明を聞きたい方や質問をされたい方が説明会に参加できるように、「参加をご希望の方は参加できます」とご案内をしていただくなどの対応をおこなってください。

Q 3. 今後も、説明会を開催する必要がありますか？また、必ず歯科医師に出席してもらう必要がありますか？

A 3. まず、フッ化物洗口は、歯科医師の指導によっておこなうものであり、保護者へのインフォームド・コンセント(説明と同意)が重要です。

前年度から継続して、フッ化物洗口を実施する施設の場合、「説明の機会を設けていただければ、必ずしも「説明会」という形で開催しなくても構いません。

★ただし、次の点にご留意ください。

- ・ 新しく洗口を実施する場合、保護者の同意を取ることを省略することはできません。
- ・ 保護者に配布する資料については、配布の都度、歯科医師からの指導を受け、その指示に従って配布するようにしてください。
- ・ 保護者からの質問を受け付けるようにしてください。質問があった場合は、歯科医師に質問事項について連絡し、歯科医師の回答を保護者に伝えるようにしてください。
- ・ 保護者から説明会の開催を求められた際は、園歯科医師と相談の上、説明会の開催又は直接説明するなどご対応ください。

Q 4. 保護者説明会を開催する際、来ていただく園歯科医の先生への謝礼金をどれくらい

お支払すればよいのでしょうか？

A4. 市の方での取り決めはありません。各園と歯科医の先生との契約や、各園での取り決めにより対応されてください。

○お問い合わせ先○

佐世保市保健福祉部 健康づくり課 TEL (0956) 24-1111 (代表) 内線5536

佐世保市歯科医師会 TEL (0956) 22-4264

